

新たに食品に関する営業を始められる皆さんへ

—食品関係営業届出の手引—

以下に記載の「許可業種」と「許可や届出が不要な業種」に該当しない営業については、営業を開始する前に、営業場所を所管する保健所への届出が必要となります。

また、営業届出を行った施設については、HACCP に沿った衛生管理を実施する必要があります。

届出業種

許可業種と**許可や届出が不要な業種**以外の全ての営業が届出の対象（以下は例示です。）

製造・加工業の例

- ・農産保存食料品製造業
- ・菓子種製造業
- ・粉末食品製造業
- ・精米・精麦業
- ・合成樹脂製の器具／容器包装製造業

調理業の例

- ・集団給食（調理を委託する場合、飲食店営業の許可になる場合あり）
- ・調理機能を有する自動販売機（高度な機能を有し、屋内に設置されたもの）

販売業の例

- ・乳類販売業
- ・食肉販売業（包装品の販売のみ）
- ・魚介類販売業（包装品の販売のみ）
- ・野菜果物販売業
- ・弁当などの食品販売業

許可業種

- | | | |
|--|----------------|---------------|
| 1 飲食店営業 | 11 菓子製造業 | 22 豆腐製造業 |
| 2 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 | 12 アイスクリーム類製造業 | 23 納豆製造業 |
| 3 食肉販売業（包装品の販売のみの場合を除く。） | 13 乳製品製造業 | 24 麺類製造業 |
| 4 魚介類販売業（包装品の販売のみの場合を除く。） | 14 清涼飲料水製造業 | 25 そうざい製造業 |
| 5 魚介類競り売り営業 | 15 食肉製品製造業 | 26 複合型そうざい製造業 |
| 6 集乳業 | 16 水産製品製造業 | 27 冷凍食品製造業 |
| 7 乳処理業 | 17 氷雪製造業 | 28 複合型冷凍食品製造業 |
| 8 特別牛乳搾取処理業 | 18 液卵製造業 | 29 漬物製造業 |
| 9 食肉処理業 | 19 食用油脂製造業 | 30 密封包装食品製造業 |
| 10 食品の放射線照射業 | 20 みそ又はしょうゆ製造業 | 31 食品の小分け業 |
| | 21 酒類製造業 | 32 添加物製造業 |

許可や届出が不要な業種

- 1 食品又は添加物の輸入業
- 2 食品又は添加物の貯蔵又は運搬のみをする営業（ただし、冷凍又は冷蔵倉庫業は届出が必要な業種）
- 3 常温で保存しても腐敗、変敗その他品質の劣化による食品衛生上の危害の発生のおそれがない包装食品又は添加物の販売業（カップ麺や包装されたスナック菓子等）
- 4 合成樹脂以外の器具・容器包装の製造業
- 5 器具・容器包装の輸入又は販売業

このほか、学校・病院等の営業以外の給食施設のうち 1 回の提供食数が 20 食程度未満の施設や、農家・漁家が行う採取の一部とみなせる行為（出荷前の調製等）についても、営業届出は不要です。

このパンフレットは、営業届出書類の書き方等について、皆さんに分かりやすいよう要点を解説しました。詳細については、最寄りの保健所にお問い合わせください。

営業届出の手続

届出書類の提出

- 1 営業届出書 1通（控えが必要な場合は2通）
- 2 食品衛生責任者の資格を証明するもの（食品衛生責任者手帳等）

（法人の場合）

営業届出書に記載された法人番号により、その法人の存立を確認します。そのため、営業届出書に法人番号を記載しない場合は登記事項証明書を添付してください。

なお、営業届出は厚生労働省のシステムでオンラインにより提出することもできます。

食品衛生申請等システム：<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>
（PC によるアクセスをお勧めしています。スマートフォンの場合は、PC 画面が確認できるようにスマートフォン用表示をデスクトップ用表示に切り替えてください。）



届出手続の留意点

- 届出に当たって手数料はかかりません。
- 手続後に届出済証などの発行はありません。届出した控えが必要な方は、営業届出書に収受印を押したものを渡しますので、**営業届出書を2通（提出用、控え）用意して窓口に出してください。**
- 許可営業を行う営業者が届出営業も行う場合は、**営業許可の申請に加え、営業の届出も行う必要があります。**
例：カフェでの食事の提供に加え、仕入れた包装品の豆腐（要冷蔵品）の物品販売をする。
→飲食店営業の許可に加え、豆腐の物品販売について届出が必要
- 同じ施設で複数の届出が必要な行為を行う場合は、**代表的な業種について届出が必要です。**
例：野菜果物販売店において野菜、果物の販売のほか、包装品の弁当、食肉等の販売を行う。
→代表的な業種（この場合は野菜果物販売業）について届出が必要

届出後に必要なことは？

- 営業許可とは異なり更新の手続は必要ありませんが、届出事項に変更があった場合は**変更の届出**（書き方は p.4 参照）、営業を廃止した場合は**廃業の届出**が必要です。
- 営業するに当たっては**衛生管理の基準を遵守しなければなりません。**
詳細については以下のウェブサイトを確認ください。

食品、添加物を取り扱う際の衛生管理の基準
<https://www.hokeniryo1.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin/kaisei/haccp.html>



器具・容器包装を製造する際の衛生管理の基準
<https://www.hokeniryo1.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin/kaisei/kiguyoukihousou.html>



営業届の書き方

例1：個人が固定店舗で野菜などを販売する場合

(表)※

【許可・届出共通】

令和3年 10月 1日
整理番号：
※申請者、届出者による記載は不要です。

新規に○を付ける。

第57条第1項に○を付ける。

営業許可申請書・営業届 (新規、継続)

食品衛生法 (第55条第1項、第57条第1項) の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄)

営業届出の情報は国のオープンデータとして公開される。
チェックを付けなかった場合、個人の氏名、住所、等も公開される。

届出者の電話番号、住所、名前、生年月日などを記載する。

営業施設の電話番号、所在地、名称などを記載する。

食品衛生責任者の氏名、資格の種類を記載する(下図参照)。

営業施設で主として取り扱う食品等について表1(最後のページ)から選んで記載する。
その他取り扱う食品等の情報は「自由記載」欄に記載する。

代表的な業種を表2(最後のページ)から選んで記載する。

届出手段の担当者の氏名・電話番号を記載する。(上記届出者と同一の場合は不要)

申請者・届出者情報	郵便番号： 〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号： 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
申請者・届出者住所	※法人にあつては、所在地		
	東京都〇〇市〇〇町1丁目1番1号		
(ふりがな)	とうきょう たろう	(生年月日)	
申請者・届出者氏名	※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		
	東京 太郎	昭和55年 5月 5日生	
営業施設情報	郵便番号： 〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号： 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
施設の所在地	東京都〇〇市〇〇町2丁目3番4号		
(ふりがな)	せいかたろう たましてん		
施設の名称、屋号又は商号	青果太郎 多摩支店		
(ふりがな)	とうきょう たろう	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥
食品衛生責任者の氏名	※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。 東京 太郎	受講した講習会	都道府県知事等の講習会 (適正と認める場合を含む。) 講習会名称 東京都 令和3年 5月 31日
主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	果実、弁当、牛乳、豆腐など	
野菜			
自動販売機の型番	業態		
HACCPの取組	※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限り。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は、新規の場合を含む。 ☐ HACCPに基づく衛生管理 ☐ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	☐	
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	☐	
営業届出	営業の形態	備考	
1	野菜果物販売業		
2			
3			
担当者	(ふりがな) 担当者氏名	電話番号	

※裏面は許可申請の場合に記載するため、届出の場合は記載不要です。

【食品衛生責任者の資格】

資格の種類は以下のとおりです。該当するものに○をつけてください。

食管：食品衛生管理者 食監：食品衛生監視員 調：調理師 製：製菓衛生師 栄：栄養士
管栄：管理栄養士 船舶：船舶料理士 と畜：衛生管理責任者（と畜場法）
食鳥：食鳥処理衛生管理者

食品衛生責任者の養成講習会を受講した方は都道府県知事等の講習会に○をつけ、受講した講習会の名称（都道府県名等）と受講年月日を記載してください。

なお、器具・容器包装の製造する営業の場合、食品衛生責任者の記載は不要です。

営業届の書き方

例2：法人が仕入れた弁当（包装品）などを自動車で販売する場合 (表)

【許可・届出共通】

令和3年 10月 1日
整理番号：
※申請者、届出者による記載は不要です。

東京都〇〇保健所長 殿

営業許可申請書・営業届 (新規、継続)

食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄☑）

郵便番号：〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号：
電子メールアドレス：	法人番号：0000000000000	
申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地 東京都〇〇市〇〇町1丁目1番1号		
(ふりがな) たまべんとうはんばい どうきょうたろう (生年月日)		
申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 株式会社多摩弁当販売 代表取締役 東京 太郎 年 月 日生		
郵便番号：〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号：
電子メールアドレス：		
施設の所在地 〇〇市〇〇町△△センタービル周辺		
(ふりがな) たまべんとう		
施設の名称、屋号又は商号 多摩弁当		
(ふりがな) しょくかん じろう		
資格の種類	食管・食監・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥	
食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会 都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む。）	
食品 次郎	講習会名称 年 月 日	
主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
調理食品	弁当、そうざい	
自動販売機の型番	業態	
HACCPの取組		
※引き続き営業許可を受けようとする場合に限り、ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は、新規の場合を含む。		
☐ HACCPに基づく衛生管理		
☐ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
業種に 指定成分等含有食品を取り扱う施設 ☐		
輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。 ☐		
営業の形態		
備考		
1	弁当販売業	多摩〇〇〇 さ△△-□□□
2		
3		
担当 者	(ふりがな) しょくかん じろう 担当者氏名 食品 次郎	電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

新規に○を付ける。

第57条第1項に○を付ける。

営業届出の情報は国のオープンデータとして公開される。**チェックを付けなかった場合**、個人の氏名、住所等も公開される。

本社の電話番号、法人番号（13桁）、登記上の本社所在地、法人名、代表者氏名などを記載する。**法人番号を記載しない場合は**、法人が存在することを確認するため、登記事項証明書を添付する。

【自動車での営業など移動しながら営業する場合】
施設の所在地は**主たる営業地**を記載する。
（注意点）営業場所を管轄する保健所ごとに届出が必要になる。

食品衛生責任者の氏名、資格の種類を記載する（p.2参照）。

営業施設で主として取り扱う食品等について**表1（最後のページ）から選んで記載する**。
その他取り扱う食品等の情報は「自由記載」欄に記載する。

代表的な業種を**表2（最後のページ）から選んで記載する**。**自動車で営業する場合は**備考欄に**自動車登録番号**を記載する。

届出手段の担当者の氏名・電話番号を記載する。（上記届出者と同一の場合は不要）

(参考)「主として取り扱う食品等」と「営業の形態」の記載例

営業の方法	主として取り扱う食品等 (表1から選ぶ)	営業の形態 (表2から選ぶ)
コンビニエンスストアで弁当、乳製品、食肉、魚介類などを販売する場合	調理食品	コンビニエンスストア
学校などで給食を提供する場合	調理食品	集団給食
屋外で弁当を移動しながら販売する場合（自動車での営業以外の場合）	調理食品	行商
コップ式自動販売機※でコーヒーなどの清涼飲料水を販売する場合（自動洗浄装置等の高度な機能を有し屋内に設置）	飲料自動販売機	コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)

※自動販売機で営業する場合は営業施設情報の「自動販売機の型番」を記載する。

変更届の書き方

例：法人の代表者、食品衛生責任者を変更する場合 (表)

【許可・届出共通】

令和3年 12月 1日

整理番号：
※申請者、届出者による記載は不要です。

※変更がある項目については、項目名を○で囲んでください。

東京都〇〇保健所長 殿

営業許可申請書・(営業届) (変更)

食品衛生法施行規則（第71条）の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄□）

申請者・届出者情報	郵便番号：〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：00000000000000	
申請者・届出者住所	※法人にあつては、所在地		
	東京都〇〇市〇〇町1丁目1番1号		
申請者・届出者氏名	※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		
	株式会社多摩弁当販売 代表取締役 食品 四郎		
施設の情報	郵便番号：〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
施設の所在地	〇〇市〇〇町△△センタービル周辺		
	(ふりがな) たまべんとう		
施設の名称、屋号又は商号	多摩弁当		
	(ふりがな) どうきょう さぶろう		
営業施設情報	食品衛生責任者の氏名	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥
	東京 三郎	受講した講習会	都道府県知事等の講習会(通正と認める場合を含む。)
主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載		
	講習会名称 東京都 令和3年 5月 31日		
自動販売機の型番	業態		
HACCPの取組	※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限り。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は、新規の場合を含む。		
	☐ HACCPに基づく衛生管理 ☐ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	☐	
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	☐	
営業届出	営業の形態	備考	
	1 弁当販売業		
担当者	(ふりがな) 担当者氏名	電話番号	

次の項目に変更がある場合は変更届の提出を必ず行ってください。その他の項目については、変更届が必要な項目を変更する際に合わせて変更を行うことが可能です。

- 【変更届が必要な項目】
- 【届出者情報】
(個人の場合)氏名・住所
(法人の場合)法人の名称・所在地・代表者の氏名
- 【営業施設情報】
営業施設の名称、屋号又は商号
食品衛生責任者の氏名
主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装に関する情報
(自動車において営業をする場合)
自動車登録番号
- 【営業届出】
営業の形態

- 届出した営業を特定するため、届出者情報、営業施設情報、営業の形態等を記載する。
- 変更がある項目については、項目名を○で囲む。
- 変更届を提出する際には、変更事項を明らかにする関係書類(本ページ下部参照)を添えて、変更のあった日から10日以内に変更届を提出する。

(参考) 変更内容によって次の書類が必要です。

変 更 内 容		必 要 書 類
(個人)	結婚、離婚等による氏名の変更	戸籍抄本
	営業者住所（住まい）の変更	なし
(法人)	法人の名称（商号）の変更	法人番号で確認しますので法人番号を記載してください。法人番号を記載しない場合は登記事項証明書を添付してください。
	本社所在地の変更	登記事項証明書
	代表者の氏名の変更	登記事項証明書
食品衛生責任者の変更		食品衛生責任者の資格を証明するもの（食品衛生責任者手帳等）
自動車登録番号の変更		自動車検証など新たな番号が分かるもの
営業施設の名称、屋号、その他の項目の変更		なし

表 1 主として取り扱う食品等

分 類	主として取り扱う食品等
自動販売機	飲料自動販売機 食品自動販売機
農産食品	米穀 麦類 雑穀 豆類(種子用及び未成熟のものを除く。) 粉類(雑粉、豆粉、いも 粉等を含む。) でん粉 野菜 果実 その他の農産食品
畜産食品	生鮮肉類(冷蔵又は冷凍鮮肉を含むが 冷凍食品は除く。) 乳 食用鳥卵 はちみつ その他の畜産食品(加工製品を除く。)
水産食品	魚類 貝類 水産動物類(魚類、貝類 及び海産ほ乳 類を除く。) 海産ほ乳動物類 海藻類
農産加工食品	野菜加工品 果実加工品 茶、コーヒー及びココアの調製品 香辛料 めん・パン類 穀類加工品 菓子類 豆類の調製品 その他の農産加工食品
畜産加工食品	肉製品 酪農製品 加工卵製品 その他の畜産加工食品
水産加工食品	加工魚介類 加工海藻類 その他の水産加工食品
その他の食料品	調味料及びスープ 食用油脂 調理食品 他に分類されない食料品
飲料、氷	アルコールを含まない飲料 アルコールを含む飲料(医薬用を除く。) 氷
添加物	添加物
器 具	合成樹脂製の器具
容器包装	合成樹脂製の容器包装

(日本標準商品分類)

表 2 営業の形態

営業の形態	
1	魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)
2	食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)
3	乳類販売業
4	冰雪販売業
5	コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)
6	弁当販売業
7	野菜果物販売業
8	米穀類販売業
9	通信販売・訪問販売による販売業
10	コンビニエンスストア
11	百貨店、総合スーパー
12	自動販売機による販売業(5コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)及び営業許可の対象となる 自動販売機を除く。)
13	その他の食料・飲料販売業
14	添加物製造・加工業(食品衛生法第13条第1項の規 定により規格が定められた添加物の製造を除く。)
15	いわゆる健康食品の製造・加工業
16	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)
17	農産保存食料品製造・加工業
18	調味料製造・加工業
19	糖類製造・加工業
20	精穀・製粉業
21	製茶業
22	海藻製造・加工業
23	卵選別包装業
24	その他の食料品製造・加工業
25	行商
26	集団給食施設
27	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用さ れた器具又は容器包装の製造、加工に限る。)
28	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業 とみなされないもの
29	その他